



(財政課長) 被害に遭った人が出たときのための予算計上である。調査委員会により、給付金の給付が妥当と認められた場合に支出する。

<市長、総務部長、総務部次長、財政課長、行政課長退席>

(委員長) 議案第 27 号と議案第 28 号は分科会に送付しないことでよいか。

<異議なし>

イ 議員提出議案について

- ・ 発委第 2 号長久手市議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例について

(委員長) 発委第 2 号の議案内容の確認をお願いします。

(委員長) この内容で議案を提出してよいか。

<異議なし>

(委員長) 委員会付託省略としてよいか。

<異議なし>

ウ 議事日程 (第 6 号) について

<事務局説明>

- ・ 日程第 1 諸般の報告  
議案の提出について
- ・ 日程第 2 議案第 27 号から議案第 30 号まで (議案の上程、説明、質疑、委員会付託)
- ・ 日程第 3 議案第 1 号から議案第 30 号まで (委員長報告、委員長報告に対する質疑、討論採決)
- ・ 日程第 4 発委第 2 号 (議案の上程、説明、質疑、討論採決)
- ・ 議案第 27 号、第 28 号 : 予算決算委員会に付託
- ・ 議案第 29 号、第 30 号 : 総務くらし建設委員会に付託
- ・ 第 6 号当日の流れ 本会議→予算決算委員会 (審査・採決) →総務くらし建設委員会→本会議の順
- ・ 委員会審査済の議案は全て可決と報告有り。

(委員長) 説明のとおりの内容でよいか。

<異議なし>

(2) 陳情第 1 号政党機関紙 (赤旗) の市庁舎内での勧誘・購読・配達を自粛する事に関する陳情

(委員長) この陳情書の取扱いについて、意見はあるか。

(大島委員) 各議員への配付に留めることとするのがよい。

(副委員長) 執行部側に関する内容も含まれているので、執行部にも陳情があった旨を伝える必要はあると思う。

(山田委員) 執行部には、同様の陳情は提出されていないか。

(事務局) 議長あてのみである。

(副委員長) 陳情の内容について、執行部には執行部の判断があると思う。善処方を求めるというわけではなく、陳情があった事実と内容の情報共有は必要である。

(木村委員) 各議員への配付に留めることでよいと思う。

(大島委員) 提出者も市外の人であるし、添付されている資料の内容も本市のことではない。政党の活動は自由であるし、執行部へ伝える必要はないと思う。

(副委員長) 執行部へ伝えなくてもよいという理由は、内容が不適切だからか。

(大島委員) 二代表制のもと、議員活動、政党活動は自由に行えなくてはならない。議会と執行部は別のものとして、棲み分けをきちんとしておくべきだからである。

(委員長) 各議員への配付に留めるか、執行部へ陳情があった旨を伝えるか、どちらかに挙手を願う。

「各議員への配付に留める」に挙手：大島委員、木村委員、野村委員

「執行部へ陳情があった旨を伝える」に挙手：

副委員長、岡崎委員、富田委員、山田委員

(委員長) 執行部へ陳情があった旨を伝えることとする。

### (3) 「長久手市議会申合せ事項及び運営上の先例集」の内容改訂について

<事務局説明> (資料：申合せ事項取りまとめ(案))

(事務局) 第1章総則の4議席(1)については、本市議会の会議規則に、議員の議席は議長が定めると規定されているため、「議席の割り振りは、議員の期数順を基本として定める」という記載にした。

(大島委員) 現在の申合せでは「所属会派別に定める」としているはずだが、どのように解釈すればよいか。

(事務局) 前回の委員会では、所属会派別という考え方を残すか残さないかということについての結論は出なかった。本市議会の会議規則で、議席は議長が定めるということが規定されているので、その意味も含めて案のような記載とした。

(大島委員) 「期数順を基本とする」のみだと、同じ会派の議員が議場の中でバラバラになる可能性がある。「期数順を基本とし、所属会派別に定める」とするのがよい。

会議録は要点筆記なので、後に議員になる人が、その文言に決めるときにどのような意見があって、どのような意味合いが含まれているか分からないかもしれない。「期数順を基本とする」だけだと、拡大解釈される恐れがある。

(委員長) 前回の委員会では、「期数順を基本とする」ことは議席決定の前提であるので、追記することを決めた。所属会派ごとにまとまることを否定するものではないが、「所属会派別に定める」という文言を残すか残さないかについての議

論はしていないので、考えをまとめてほしい。暫時休憩とする。

<休憩：午前 11 時 08 分>

<再開：午前 11 時 20 分>

(委員長) 「議席の割り振りは、議員の期数順を基本とし、議員間での調整の上、議長が定める」としてよいか。

<異議なし>

### 3 その他

・議会運営委員会の開始時刻について

(委員長) 開始時刻を午前 10 時から午前 9 時 30 分に変更することについて、各会派の意見を伺う。

(改革ながくて)

事務局や執行部の事務への影響がなければ、賛成である。

(無会派の会)

会派の中では意見がまとまらなかった。自分としては、午前 10 時のままでよいと思っている。

(芯政クラブ)

午前 9 時 30 分からの開始に賛成ではあるが、事務局の事務に影響はないか。

(事務局) 12 月の委員会で整理し終わった「議案等資料の公開（配付）時期」の中で、議案や議案の概要などは、「提出する議運当日 開始 1 時間半前」の公開としている。委員会の開始時刻を午前 9 時 30 分に早めると、事務局職員が勤務時間外である午前 8 時に出勤して、資料公開の作業をすることになる。

(芯政クラブ)

事務局の負担が大ききようであれば午前 10 時開始のままとし、議事の精査や進行を工夫することで会議時間の短縮を図るとよいと思う。必ずしも、午前中に会議を終えなければならないというわけでもない。

(みらい) 同感である。例えば、会派で意見をまとめてから委員会に臨んだものの、他の会派の意見を聞いて考えが変わった場合に、自分の一存で即答できないこともある。会派の所属議員同士、委員会中はすぐに連絡のとれる状態にしておくなどの工夫をすることで、委員会の時間を短縮できると思う。

(公明党) 午前 10 時からのものでよい。

(香流) 会派の意見としては午前 9 時 30 分開始であったが、事務局の事務に支障があるなら午前 10 時からでよいと思う。

(改革ながくて)

事務局の事務に影響があるようなので、午前 10 時のままでよい。

(委員長) 事務局が時間外に出勤しないと資料の公開作業ができないならば、元より午

前9時30分からの会議開始は不可能ということなので、午前10時のままとする。

・その他の報告事項

(委員長) 子ども議会の反省点について、各議員からいただいた意見も含め、自分と事務局で、それぞれ文書にまとめた。各自目を通していただき、次回の開催に活かしてほしい。

3月17日の定例会閉会后、今年度実施した常任委員会・議会運営委員会の行政視察の結果報告を、各委員長から全議員に対して行う。

(事務局) 長久手市議会の個人情報保護に関する条例施行規程について、市の定める規程と差異がないように調整しながら進めているが、執行部側がまだ準備段階であるため、この場で提示することができない。令和5年4月1日には滞りなく施行できるよう、事務局で整備しておく。

名古屋テレビから取材の依頼があり、議長の許可が得られたため、3月17日の閉会日に議場に撮影が入ることとなった。「女性議員の割合が高いまち」ということでの取材依頼であり、本会議の冒頭で、傍聴席からの撮影になる。

(岡崎委員) どのくらいの時間まで撮影するのか。

(事務局) 撮影時間は分からないが、会議に影響が出ないように、出入りの際は事務局が注意・案内する予定である。

(山田委員) 取材した内容は、いつ放映されるか。

(事務局) 必ず放映されるかは分からないが、4月の市議会議員選挙が近づいてきた辺りの日の、夕方の情報番組で放映される予定と聞いている。

(委員長) これで、今任期最後の議会運営委員会が終了となる。市民にわかりやすく開かれた議会を目指し、たくさんの方の決めることができた。協力に感謝する。

以上で議会運営委員会を終了する。